

(宛先) 京都市長	令和	年	月	日
申請者の所在地	申請者			
	代表者名			
	対象施設名			
	電話			

記

3 添付資料 (1) 職員配置状況確認書
(2) 賃金総括表
(3) その他必要な書類（法人予算書等）

1 交付申請額 _____ 円

2 年間所要額

内 訳	金 額
保育士等に係る国制度給付費の人件費相当額①	円
支出額②	円
補助上限額③	円
概算補助額④ ※③及び⑩の範囲内において (②－①) の額を補助	円

3 支出額②の内訳

保育士等の人件費支出額⑤		円
⑤に対応する職員数⑥ (年間延べ人数)		人
うち、国基準保育士数を満たすために要する職員数⑦		人
うち、条例基準保育士数を満たすために要する職員数⑧		人
国基準保育士数を満たすために要する人件費 (⑤×⑦÷⑥) ⑨		円
条例基準保育士数を満たすために追加的に要する人件費 {⑤×(⑧－⑦)÷⑥} ⑩		円
事業費及び事務費支出⑪ ※⑨と⑩だけでは補助上限額まで支給されない場合のみ記載。		円
保育士以外の人件費⑫ ※⑨・⑩・⑪だけでは補助上限額まで支給されない場合のみ記載。	職種	金額 円
上記⑪及び⑫のうち、他の補助金等で交付された額⑬		円
支出額② (対象外経費除く) (⑨+⑩+⑪+⑫-⑬)		円

4 補助上限額③の内訳

	基本加算単価	処遇改善等加算単価	児童数 (年間延べ人数)	合計
1歳児	(円 + 円) ×	人 =	0	円
4歳児	(円 + 円) ×	人 =	0	円
5歳児	(円 + 円) ×	人 =	0	円
合計	補助上限額③			0 円

京都市指令子幼第 号
年 月 日

様

京	都	市	長
担当	子ども若者はぐくみ局		
	幼保総合支援室		
電話	075-708-2613		

令和 年度 京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付決定（却下）通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました標記補助金については、京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付（却下）することを決定しましたので、通知します。

記

1 補助金交付予定額 _____ 円

2 補助条件

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 本市が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
- (3) 要綱第10条第2項に基づき、過払いが生じた場合は返還を命ずる。
- (4) 要綱第9条第2項に定める軽微な変更を除き、事業の内容等を変更しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (5) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (6) 事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (7) 実績報告は、要綱第10条第1項に定めるところにより行うこと。
- (8) 申請者は、前号の実績報告を行ったうえで、補助事業年度の翌年度の7月末日までに、市長が認める場合を除き、法人決算書（資金収支計算書）等及び賃金台帳の額と一致した賃金総括表並びに法人決算書等を提出しなければならない。
この場合において、要綱第10条第5項の定めるところに従うこと。
- (9) 概算交付を受けた場合は、要綱第11条に従い、精算報告を行うこと。
- (10) 補助の使途に関して明らかになるべき帳簿及び証拠書類を補助事業完了後、5年間保管すること。
- (11) 上記各号のいずれかに違反した場合、又は要綱第15条第1項に該当する場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがある。

第3号様式（第9条関係）

(宛先) 京都市長	年	月	日
申請者の所在地	申請者		
	代表者名		
	対象施設名		
	電話		

1 変更後の交付申請額 _____ 円

--

3 添付資料 (1) 職員配置状況確認書
(2) 賃金総括表
(3) その他必要な書類

京都市指令子幼第 号
年 月 日

様

京	都	市	長
担当	子	ど	も
	若	者	は
	ぐ	く	み
	局		
	幼	保	総
	合	支	援
	室		
電話	075-708-2613		

令和 年度 京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金変更承認（却下）通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金については、京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認（却下）することを決定しましたので、通知します。

記

1 変更後の補助金交付予定額 _____ 円

2 補助条件

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 本市が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
- (3) 要綱第10条第2項に基づき、過払いが生じた場合は返還を命ずる。
- (4) 要綱第9条第2項に定める軽微な変更を除き、事業の内容等を変更しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (5) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (6) 事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (7) 実績報告は、要綱第10条第1項に定めるところにより行うこと。
- (8) 申請者は、前号の実績報告を行ったうえで、補助事業年度の翌年度の7月末日までに、市長が認める場合を除き、法人決算書（資金収支計算書）等及び賃金台帳の額と一致した賃金総括表並びに法人決算書等を提出しなければならない。
この場合において、要綱第10条第5項の定めるところに従うこと。
- (9) 概算交付を受けた場合は、要綱第11条に従い、精算報告を行うこと。
- (10) 補助の使途に関して明らかになるべき帳簿及び証拠書類を補助事業完了後、5年間保管すること。
- (11) 上記各号のいずれかに違反した場合、又は要綱第15条第1項に該当する場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがある。

令和 年度 京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金支給中止・廃止承認申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の所在地	申請者
	代表者名
	対象施設名
	電話

京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり中止・廃止の承認を申請します。

記

- 1 交付決定日

年 月 日
- 2 決定番号
- 3 中止・廃止年月日

年 月 日
- 4 中止・廃止の理由

第 6 号様式（第 9 条関係）

京都市指令子幼第 号
年 月 日

様

京	都	市	長
担当	子ども若者はぐくみ局		
	幼保総合支援室		
電話	075-708-2613		

令和 年度 京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金中止・廃止承認通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました標記補助金の中止・廃止について、承認しましたので、京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付要綱第 9 条第 5 項の規定に基づき、通知します。

令和 年度 京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金実績報告書

（宛先）京都市長	令和 年 月 日
申請者の所在地	申請者 代表者名 対象施設名 電話

京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 事業実績（第2面）のとおり

2 補助額① _____ 円

3 概算既交付額② _____ 円

4 精算額（①－②） _____ 円

※ 数値が△マイナスの場合は、補助金の返還となります。

5 事業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

6 添付資料 (1) 職員配置状況確認書

(2) 賃金総括表

(3) その他必要な書類

1 事業実績及び補助額

内 訳	金 額
保育士等に係る国制度給付費の人件費相当額①	円
支出額②	円
補助上限額③	円
補助額④ ※③及び⑩の範囲内において（②－①）の額を補助	円

2 支出額②の内訳

保育士等の人件費支出額⑤	円		
⑤に対応する職員数⑥ (年間延べ人数)	人		
うち、国基準保育士数を満たすために要する職員数⑦	人		
うち、条例基準保育士数を満たすために要する職員数⑧	人		
国基準保育士数を満たすために要する人件費（⑤×⑦÷⑥）⑨	円		
条例基準保育士数を満たすために追加的に要する人件費〔⑤×（⑧－⑦）÷⑥〕⑩	円		
事業費及び事務費支出⑪ ※⑨と⑩だけでは補助上限額まで支給されない場合のみ記載。	円		
保育士以外の人件費⑫ ※⑨・⑩・⑪だけでは補助上限額まで支給されない場合のみ記載。	職種	金額	円
上記⑪及び⑫のうち、他の補助金等で交付された額⑬	円		
支出額② （⑨＋⑩＋⑪＋⑫－⑬）	円		

3 補助上限額③の内訳

	基本加算単価	処遇改善等加算単価	児童数 (年間延べ人数)	配置基準を満たさない月の児童数 (年間延べ人数)	合計
1歳児	(円 + 円) × (人 - 人) =	0	円		
4歳児	(円 + 円) × (人 - 人) =	0	円		
5歳児	(円 + 円) × (人 - 人) =	0	円		
合計	補助上限額③				0 円

京都市指令子幼第 号
年 月 日

様

京	都	市	長
担当	子ども若者はぐくみ局		
	幼保総合支援室		
電話	075-708-2613		

令和 年度 京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告がありました標記補助金について、京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので、通知します。

記

1 補助金交付確定額① _____ 円

2 概算既交付額② _____ 円

3 精算額（①－②） _____ 円

※ 数値が△マイナスの場合は、補助金の返還となります。

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の採決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

令和 年度 京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金精算報告書

(宛先) 京都市長	令和	年	月	日
申請者の所在地	申請者			
	代表者名			
	対象施設名			
	電話			

京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり精算の報告を行います。

記

1 補助金交付確定額① 円

2 概算既交付額②	0	円
-----------	---	---

3 精算額 (①-②)	0	円
-------------	---	---

※ 数値が△マイナスの場合は、補助金の返還となります。

4 添付資料 (1) 収支決算書(第2面)
(2) その他必要な書類

1 収支決算書

	内 容	金 額
収 入	保育士等に係る国制度給付費の人件費相当額	円
	京都市補助金（概算既交付分）①	円
	京都市補助金（精算分）	円
	合 計	円
支 出	支出額②	円
	合 計	円
	差額	円

2 京都市補助金（概算既交付分）①の内訳

	内 容	金 額
収 入	京都市補助金概算払第 回目（ / ）	円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円
	合 計	円

3 支出額②の内訳

支 出	国基準保育士数を満たすために要する人件費		円
	条例基準保育士数を満たすために追加的に要する人件費		円
	事務費支出		円
	保育士以外の人件費	職種	金額 円
	上記のうち、対象外経費（他の補助金等で交付された額）		円
	合 計（対象外経費除く）		円

京都市指令子幼第 号
年 月 日

様

京	都	市	長
担当	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室		
電話	075-708-2613		

令和 年度 京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金決定取消・変更通知書

令和 年 月 日第 号により交付決定を行った標記補助金について、京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 取消・変更の内容

--

2 取消・変更の理由

--

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の採決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。